

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和4年2月15日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 佐藤周君  | 2番 | 長沢正君  |
| 3番 | 四宮和彦君 | 4番 | 青木敬博君 |
| 5番 | 中島弘道君 | 6番 | 浅田良弘君 |

○出席議員 5名

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 宮崎雅薫君 | 副議長 | 大川勝弘君 |
| 議員 | 仲田佳正君 | 議員  | 佐藤龍彦君 |
| 〃  | 杉本憲也君 |     |       |

○オブザーバー 2名

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 議員 | 石島茂雄君 | 議員 | 重岡秀子君 |
|----|-------|----|-------|

○出席議会事務局職員 5名

|    |      |      |      |
|----|------|------|------|
| 局長 | 富士一成 | 局長補佐 | 森田洋一 |
| 係長 | 鈴木綾子 | 主事   | 福王雅士 |
| 主事 | 野田昌伸 |      |      |

○会議に付した事件

- 1 市議会3月定例会の運営について
  - (1) 議案の付託、即決について
  - (2) 人事案の取扱いについて
  - (3) 請願、陳情の取扱いについて
  - (4) 予算大綱質疑について
  - (5) 一般質問について
  - (6) 所管事務調査の議決について
  - (7) 会期及び日程について
  - (8) その他
- 2 意見書について
- 3 その他
  - (1) 令和3年度議会費3月補正予算について
  - (2) 令和4年度議会費当初予算について

(3) 議会提要の一部改正について

(4) その他

---

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

---

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議会3月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 議案の付託、即決についてから(8) その他までを事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）3月定例会の運営について、順次、説明をさせていただく。

(1) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから5ページまでをご参照いただきたい。提出議案については、報告2件、条例4件、単行議案3件、補正予算6件、新年度予算10件及び人事案3件の以上28件である。それぞれについて概略を説明する。

まず、報告2件について申し上げる。

市認第15号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第7号）専決処分の報告承認についてである。国の経済対策のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止事業枠の生活・暮らしへの支援として実施される、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年12月27日付で専決処分を行ったため、議会に報告し、承認を求めるものである。

補正予算の規模は、13億7,560万円の追加で、補正後の予算規模を316億913万3,000円としたもので、住民税非課税世帯等に対する1世帯10万円の現金給付事業に係る給付金及び事務費の追加に係る経費の計上で、国庫補助金10分の10を受け入れて実施するものである。従前の例により、即決でお願いする。

次に、市報第8号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてである。環境課職員による粗大ごみの回収に当たり、回収物を搬出する際、誤って回収依頼者宅の窓ガラスを破損させ、損害を与えたため、損害賠償を行ったものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年12月16日に専決処分を行ったもので、質疑のみとなる。

次に、条例4件である。まず、市議第34号 伊東市長の給料の特例に関する条例である。伊東市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づき支給される、市長の給料月額の特例に関し必要な事項を定めるもので、市長に支給する給料月額を令和4年3月1日から令和4年5月31日までの間、特別職の給与条例別表に定める額から100分の10を減額することについて規定するものである。令和4年3月1日から施行となるため、定例会初日に即決の扱いでお願いする。

次に、市議第35号 伊東市祝金条例の一部を改正する条例である。本市で育つ子の成長を祝い、節目となる小・中学校入学時に祝金を贈呈することにより、子育て支援の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るための改正で、入学祝金5万円の新設に係る規定の整備や、誕生祝金の受給要件をこれまでの1年以上の住民登録から子の出生時における住民登録に改めるとともに、用語及び引用条項の整理を行うもので、公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第36号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について整理する必要があることによる改正で、未就学児の国民健康保険税基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、減額割合を定めるとともに用語の整理を行うものである。公布の日からの施行となるが、一部の改正規定については令和4年4月1日から施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第37号 伊東市消防団条例の一部を改正する条例である。非常備消防団員の処遇改善に基づく、消防団員の処遇等に関する検討会の基準概要に合わせ、団員の年額報酬、出勤報酬の一部を改正するもので、消防団の出勤等に係る支給費目を費用弁償から報酬に改めるとともに、機関員の廃止や出勤報酬加算額の拡充に係る規定の整備のほか用語の整理を行うものである。令和4年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

以上が条例4件の説明となるが、今後、伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部改正が、国の財政措置に伴い追加提出される予定であることと、12月に実施できなかった人事院勧告に伴う職員の期末手当の改正について、国の方針が示されたことから、6月に支給される期末手当での措置に向け、給与条例の改正を進めており、組合との合意がされ次第、追加提出したい旨の報告がされている。

提出されたら、改めて議運を開催することなく、上程予定日の議事日程に記載し、改めて配付する取扱いとさせていただきたいと思う。なお、両条例案とも、議案審議の日までに提出された場合は、常任総務委員会への付託をお願いする。

続いて単行議案3件である。まず、市議第38号 和解についてである。本市が提訴された、著作者人格権に基づく侵害停止等請求事件について、静岡地方裁判所沼津支部から本件訴訟について和解勧告がされ和解案が作成されたことから、訴訟上の和解を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

次に、市議第39号 市道の路線認定について及び市議第40号 市道の路線廃止についてである。道路法の規定に基づき、市道の路線認定及び廃止を行うため、議会の議決を求めるも

のであり、現在、認定している市道は、県道や市道同士の道路区域が重複しているものが混在しており、また、多くの市道が認定後約30年経過していることから道路台帳との形状が相違している区間が見受けられるため、道路台帳のデジタル化を契機に、不必要な重複区間の解消や、未供用区間の整理再編を行うことで、より正確な道路情報の把握や、適切な道路の維持管理が図られるため、市道の一括認定及び一括廃止を行うものである。以上の単行議案3件については、これまでの例に倣い、即決でお願いする。

次に、補正予算6件である。まず、市議第41号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第8号）である。補正予算の規模は5億6,037万5,000円の追加で、補正後の予算規模を321億6,950万8,000円とするものである。歳出各款においては、例年どおり、人件費や各種事業の執行経費を整理することに加え、令和3年度の普通交付税再算定において、臨時財政対策債償還基金費が創設されたことに伴う減債基金積立金の増額や、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の申請期限延長及び再支給が実施されたことに伴う増額、また、対象者数が見込みを下回ったことによる児童手当及び児童扶養手当の減額や、令和4年度当初にかけての経済対策のための生活環境向上対策事業の計上のほか、国の補正予算成立に伴い、小・中学校の感染拡大防止対策費や特別教室の電子黒板の購入経費を追加するとともに、競輪事業収益を活用し、小学校3校統合に向けて実施する東小学校の校舍改修等に係る経費や、市立幼稚園管理事業において、会計年度任用職員に係る経費の整理や、国の補正予算の成立に伴う感染拡大防止対策費のほか、幼稚園ICT化に係る経費を追加するものである。

歳入では、児童手当給付事業に係る国県負担金の減額、普通交付税再算定に伴う地方交付税の増額、競輪事業益金収入の増額のほか、事業費の補正に伴う市債の増減の整理や、本補正予算の編成に当たり財源に余裕が生じたことによる財政調整基金繰入金の減額が、主なものである。また、繰越明許費として28事業、5億4,654万2,000円の計上を行っているが、繰越事業の一部については、令和4年度の予算編成における財源調整により、令和3年度予算に前倒しし、繰越しにより実施する事業を計上しているところである。

次に、市議第42号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第3号）である。補正予算の規模は、20億円の追加で、補正後の予算規模を266億4,350万3,000円とするものである。補正内容は、車券の売上げが好調に推移し見込みを上回ることから、歳入において、車券売上金の増額と、歳出においては、一般会計への繰り出しと、車券売上金の増額に見合う勝者投票払戻金や競輪施設改善基金への積立金などを追加するものである。

次に、市議第43号 令和3年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、1億4,929万9,000円の追加で、補正後の予算規模を、88億1,202万5,000円とするものである。補正内容は、歳出において、一般被保険者療

養給付費などの増額や各種事務経費等の整理が主なものであり、歳入においては、一般被保険者療養給付費の増額に伴う保険給付費等交付金の増額や、保険基盤安定繰入金の増額のほか、国保事業費納付金の財源組替えによる基金繰入金の減額が主なものである。

次に、市議第44号 令和3年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、1,931万3,000円の追加で、補正後の予算規模を22億2,782万3,000円とするものである。補正内容は、歳出において、広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金や保険基盤安定負担金を増額するとともに、各種事務経費等の整理を行うもので、歳入においては、後期高齢者医療保険料の増額と一般会計からの保険基盤安定繰入金の増額が主なものである。

次に、市議第45号 令和3年度伊東市下水道事業会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、収益的収支において、収入を3,487万8,000円減額し、補正後の額を16億6,332万1,000円とし、支出を689万6,000円減額し、補正後の額を16億1,529万6,000円とするもので、資本的収支においては、収入を6,072万5,000円増額し、補正後の額を7億7,629万1,000円とし、支出を1,530万8,000円増額し、補正後の額を12億8,970万6,000円とするものである。補正の内容は、収益的収支については、他会計補助金の資本的収入との調整による減額と、新たに借り入れた企業債の利率が見込みを下回ったことによる企業債利息の減額が主なもので、資本的収支については、他会計補助金の収益的収入との調整による増額、交付金事業の前倒しに伴う国庫補助金の増額と、事業の前倒しによる施設の改築等に係る委託料及び工事請負費の増額が主なものである。

次に、市議第46号 令和3年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、収益的収支において、収入を2,547万9,000円減額し、補正後の額を16億1,676万1,000円とし、支出を693万6,000円増額し、補正後の額を15億4,501万4,000円とするもので、資本的収支においては、支出を1億1,043万3,000円減額し、補正後の額を10億6,564万7,000円とするものである。補正の内容は、収益的収支については、新型コロナウイルス感染症の影響による給水収益の減額と人事異動に伴う退職給付費の増額が主なもので、資本的収支については、計画の見直しによる委託料及び工事請負費の減額が主なものである。

以上、市議第41号から市議第46号までの6件の補正予算については、従来の例に倣い、委員会付託を省略し、即決とさせていただきたい。具体的には、この後の会期及び日程についての説明と前後するが、2月21日（月）は説明のみとし、3月9日（水）に予定している議案審議の日に質疑から入り、決定をお願いしたい。

なお、本会議における一般会計補正予算（第8号）に係る質疑については6つに区分し、1つ目として歳出第1款議会費及び第2款総務費の2款、2つ目として第3款民生費及び第4款衛生費の2款、3つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費の3款、4つ目として第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費及び第14款予備費の4款、5つ目として歳入全般、6つ目として債務負担行為の補正、地方債の補正及び繰越明許費、以上6つに区分して行わせていただく。

次に、新年度予算10件についてであるが、新年度予算については、これまでの例により、一般会計については、歳入は常任総務委員会、歳出は各常任委員会に分割付託し、特別会計、企業会計については所管の常任委員会へ、予算大綱質疑終結後、付託をお願いする。

次に、(2) 人事案の取扱いについてである。資料6ページをご参照願う。まず、市選第4号固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、令和4年3月31日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員松屋永久氏の後任者の選任の同意を求めるものである。

次の、市諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和4年6月30日に任期満了となる人権擁護委員富永博道氏の後任者の推薦について、意見を求めるものである。

人事案最後の、市諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和4年6月30日に任期満了となる人権擁護委員三浦秀子氏の後任者の推薦について、意見を求めるものである。これら人事案3件については、最終日の本会議において、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、決定いただくこととしたい。

続いて、(3) 請願、陳情の取扱いについてである。さきの12月定例会以降、これまでに2件の陳情を受理している。令和4年1月4日に受理した、母（〇〇〇）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望及び1月21日に受理した、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出を求める陳情、以上2件の陳情については、共に郵送によるものであり、それぞれ参考配付させていただいた。

議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなるので申し添える。

次に、(4) 予算大綱質疑についてである。予算大綱質疑を、申合せにより、会派及び会派に所属していない議員により実施する。持ち時間は、議員1人当たり答弁込みで20分とし、これまでの例により、2人会派に会派として、及び会派に所属していない議員に5分を上乘せし、通告に基づきお願いしたい。なお、予算大綱質疑の通告期限は、申合せにより、市長施政方針の日から3開庁日後の正午までであるので、2月25日（金）正午までとなる。

予算大綱質疑の順序については、まず、5人会派の正風クラブ、続く3人会派については、ローテーションに基づき、清和会、自民・伊東新時代、公明党の順となる。続いて2人会派

については、今回は無党派 颯、日本共産党の順とし、最後に、会派に所属していない議員となる。予算大綱質疑の順序及び質疑時間を改めて申し上げる。1 番目正風クラブ 1 0 0 分、2 番目清和会 6 0 分、3 番目自民・伊東新時代。6 0 分、4 番目公明党 6 0 分、5 番目無党派 颯 4 5 分、6 番目日本共産党 4 5 分、最後に会派に所属していない議員 2 5 分となる。なお、先ほども申し上げたが、予算大綱質疑の通告期限は、2 月 2 5 日（金）の正午までとなる。

なお、午前中の予算大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている会派の開始時間は崩さないようにして行うことの下承とともに、大綱質疑に関しては、通告制での実施となっているので、質疑者が万一、コロナ等で登庁できない場合には代理での実施はできないので、質疑予定の議員については、体調管理には十分ご留意をお願いします。

また、質疑される議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存するが、質疑の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくよう、お願い申し上げます。

次に、(5) 一般質問についてである。申合せにより、持ち時間 5 0 分以内で、予算大綱質疑の後をお願いします。順序について申し上げる。会派の構成は 5 人の大会派が 1 つ、3 人の小会派が 3 つ、2 人会派が 2 つとなっている。これまでの例により、大、小、小、大、小、大、小（2 人会派）の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。3 人会派の順序については、これまでのローテーションに基づき、公明党、清和会、自民・伊東新時代。、2 人会派については、日本共産党、無党派 颯の順となる。従って、1 番目正風クラブ、2 番目公明党、3 番目清和会、4 番目正風クラブ 2 人目、5 番目自民・伊東新時代、6 番目正風クラブ 3 人目、7 番目日本共産党、以下 6 番目までを同様に繰り返し、無党派 颯、会派に所属していない議員となる。一般質問の通告期限は、申合せにより、大綱質疑通告日の前日ということで、2 月 2 4 日（木）の正午までとなるが、極力早めのご通告をいただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、質問される議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていると存するが、質問の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくとともに、新年度予算に係る内容及び他の提出議案に直接触れないようにお願いします。

次に、(6) 所管事務調査の議決についてである。各常任委員会及び議会運営委員会所管事務に係る令和 4 年度議会閉会中における継続調査の議決をお願いします。会期中における各常任委員会及び議会運営委員会の開催に際し、ご決定をお願いしたい。

次に、(7) 会期及び日程についてである。資料 7 ページ及び 8 ページをご参照願う。会期は、

2月21日（月）から3月22日（火）までの30日間の提案である。2月21日（月）は、開会后、議事に入り、会期の決定、2件の専決処分報告、承認の後、市長施政方針演説に引き続き、条例3件、単行議案3件、補正予算6件、計12件の説明の後、市議第34号の市長の給料の特例条例に関し上程の後、説明から質疑、討論を経て、即決での議決をお願いしたい。翌22日（火）は、新年度予算10件の説明のみとなる。23日（水）は祝日のため休会、24日（木）は一般質問通告期限、25日（金）は予算大綱質疑の通告期限となる。26日（土）及び27（日）は休会、28日（月）及び3月1日（火）は本会議なし、2日（水）及び3日（木）の2日間は予算大綱質疑となる。4日（金）は一般質問の第1日目、5日（土）及び6日（日）は休会、7日（月）は一般質問の第2日目、8日（火）は本会議なし、9日（水）は、一般質問の第3日目で、質問終了後、議案審議に入り、条例3件の所管常任委員会への付託及び単行議案3件並びに補正予算6件の即決による議決をお願いしたいと存ずる。

10日（木）は常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室において、午前10時から同時開催とし、11日（金）は常任総務委員会を第2委員会室において午前10時からお願いする。12日（土）及び13日（日）は休会、14日（月）から16日（水）までの3日間は本会議なし、17日（木）に議会運営委員会、18日（金）は本会議なし、19日（土）から21日（月）までは休会、22日（火）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告、決定などをお願いする。

次に、(8) その他である。新型コロナウイルス感染症への対応であるが、オミクロン株の影響と思われる市中感染が全国的に猛威を振るっている。議員各位におかれても、行動自粛等による感染予防とともに、ご家族等にも体調の優れない方が発生した場合には、登庁を控えるなどの対応をお願いする。

以上で、市議会3月定例会の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。



人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 請願、陳情の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 予算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、予算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（佐藤 周君）行う。

○2番（長沢 正君）行う。

○3番（四宮和彦君）行う。

○5番（中島弘道君）行う。

○6番（浅田良弘君）行う。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大6会派ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（富士一成君）発言順序及び時間を申し上げる。第1日目、3月2日（水）の1番目正風クラブ100分、2番目清和会60分、3番目自民・伊東新時代。60分。翌日の第2日目、3月3日（木）、1番目公明党60分、2番目無党派 颯45分、3番目日本共産党45分となる。

○委員長（青木敬博君）予算大綱質疑については、予算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により、関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても説明のとおり願います。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、大綱質疑の通告期限については、2月25日（金）の正午までとしているのでご留意願う。

次に、(5) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）3人。

○2番（長沢 正君）2人。

○3番（四宮和彦君）2人。

○5番（中島弘道君）0人。

○6番（浅田良弘君）2人。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党の2人と会派に所属していない議員が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大12人ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、3月4日（金）1番目正風クラブ、2番目公明党、3番目清和会、4番目正風クラブ2人目、5番目公明党2人目。第2日目、3月7日（月）1番目正風クラブ3人目、2番目日本共産党、3番目清和会2人目、4番目無党派 颯、5番目日本共産党2人目。第3日目、3月9日（水）1番目無党派 颯2人目、最後に会派に所属していない議員である。

○委員長（青木敬博君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおり願う。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、予算大綱質疑通告期限の前開庁日である2月24日（木）の正午までとしているのでご留意願う。また、予算大綱質疑の通告と重ならぬよう、通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(6) 所管事務調査の議決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

所管事務調査の議決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）一般質問の場合であると、病欠の場合、適宜の対応で繰上げ等ができると思うが、例えば、一般質問の3日目に、2名ないし1名が欠席などになった場合は、議案審議そのものを繰り上げるのか。

○議長（宮崎雅薫君）このような状況であるので、当局側にもこのような可能性があり、万が一答弁者などにもこのようなことがあった場合には、その都度、代表者と緊急に調整を行う。

先ほど局長からもあったが、質問の順番などは、今までは午前の人が欠席した場合でも、午後の人は繰り上げないという申合せをしていたが、四宮委員からあったように、こういう状況であるので、午前に2人が欠ける場合なども想定をしなければいけない。この辺、繰上げとするのか、議運を開くかなど、各代表者となるべく早い段階で調整をさせていただきたい。現場合わせといたら語弊があるかもしれないが、そういうような緊急の対応で調整していきたい。

過去には、一般質問自体を取りやめたということもあった。今回は取りやめるということではなく、現在のコロナの状況を見ながら対応をしていく、そのような形で行っていきたい。

○事務局長（富士一成君）9日午後の議案審議を前寄せるかについては、当日の朝には欠席の連絡があると思うので、その時点で当局側には伝えられる。当局も、議案審議の当日ということで、準備はできていると思うので、時間を早めることは可能であると思われる。できる限り、前へ詰めるような形で実施していきたいと考えている。

○議長（宮崎雅薫君）前日に連絡があれば、その時点で調整させていただき、繰上げをしていくなどの臨機応変な対応をしていきたいと思っている。

○委員長（青木敬博君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) その他での、新型コロナウイルス感染症への対応については、事務局長からの説

明のとおり、ご承知おき願う。

そのほかに、3月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会3月定例会の運営についてを終了する。

---

○委員長（青木敬博君）日程第2、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、公明党から提起の2件である。それでは、公明党代表の長沢委員から説明をお願いする。資料は9ページから12ページまでになる。

○2番（長沢 正君）初めに、介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書案である。昨年、閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度、月額にすると9,000円相当を引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするため特段の配慮を求める意見書案である。細かく3項目となるが、よろしく願う。

続いて、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書案である。少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府のデジタル田園都市国家構想への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

そこで政府に対して、子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求める意見書案であり、项目的には5項目となる。この2つの意見書について、よろしく願う。

- 委員長**（青木敬博君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前、3月17日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、全件一括して意見を伺う。
- 1番**（佐藤 周君）また会派内で意見等を取りまとめたい。一点、確認する。介護職員の処遇改善に関する意見書であるが、先ほどの説明だと、閣議決定がされて、令和4年10月以降について講じられることになっているが、それを後押しするというものか。
- 2番**（長沢 正君）案の配付時に資料も付けさせていただいたが、細かいことについては今後、個々に対応させていただきたいが、全体的には、決定されていることにプラスしていく、プラスアルファ的な要素の意見書の案となっている。
- 3番**（四宮和彦君）内容的には概ね反対するようなものではないと思う。まだ会派内で結論を出していないので、最終日前までにまとめたいと思う。
- 5番**（中島弘道君）我が会派もまだ会派内で調整していない状況である。
- 6番**（浅田良弘君）まだ会派内で調整をしていないが、細かいことで聞きたいところがあるので、提起会派と調整したい。
- オブザーバー**（重岡秀子君）我が会派もまだ調整中であるが、介護職員の処遇改善のほうは、3%程度ということだが、これは柔軟に行うことは重要であるが、問題点等もあると思うので、提起会派と調整をしていきたい。
- オブザーバー**（石島茂雄君）賛否についてはこれからまとめるが、2点、お願いをする。デジタル化推進を求める意見書の(1)であるが、デジタル教材や通信料の無償化は、恐らく教科書などを廃止してタブレット化していくということだと思うが、情報教育もここまでやってしまうとどうなのかと思う。例えば、教科書のどこに書いてあるということでもそこを思い出したり、パラパラ漫画を書いてコミュニケーションを取ったりなど、このところについては考慮していただきたい。  
もう一点、(5)であるが、これはスマートシティなどにつながると思うが、利便性と引き換えに、個人情報の保護や高齢によって管理能力が低下したときのことなどを十分、対策をたてるなどをお願いしたいと思う。
- 委員長**（青木敬博君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、本案については、提起会派において、それぞれ各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めていただくとともに、最終本会議前、3月17日の本委員会において、改めて、協議、決定することとする。  
以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 令和3年度議会費3月補正予算についてから(4) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）3 その他についてである。まず、(1) 令和3年度議会費補正予算についてである。資料の13ページをご参照願う。3月定例会にお願いする議会費補正額は、302万6,000円を減額し、補正後の予算規模を2億863万1,000円とするものである。今回の補正は、職員の期末手当の精算分2万6,000円とともに、さきの代表者会議で確認したとおり、コロナ禍により実施を取りやめた行政視察等に関する旅費を1人当たり15万円削減するものである。

次に、(2) 令和4年度議会費当初予算についてである。資料14ページ及び15ページを参照願う。令和4年度における議会費の総額は、2億273万8,000円であり、前年度当初予算に対し865万9000円、4.1%ほどの減となっている。本資料に沿って節別に説明するが、記載の金額については読み上げないのでご了承願う。

まず、第1節報酬は、欠員1人を除く19人分の議員報酬である。2節給料は、事務局職員6人の給料で、3節職員手当等は、議員期末手当及び事務局職員の各種手当である。

4節共済費は、議員共済給付負担金及び事務局職員の共済組合負担金で、平成23年6月1日をもって廃止された議員年金は、経過措置として給付に要する費用の財源は毎年度、各地方公共団体が公費で負担することとなっており、今年度の負担率33.6%が令和4年度は32.2%に下がっている。5節災害補償費は科目設定で、7節報償費は、議員研修会の講師や視察先等への謝礼の計上である。

8節旅費は、議員1人当たりの行政視察旅費12万円、調査活動旅費8万円のほか、各種議長会等出席のための旅費の計上で、9節交際費は、平成25年度から110万円を90万円としている。10節需用費は、新聞購読料、法規追録代、事務用品代、議会車ガソリン代、市議会だよりの印刷製本費などに係る経費が主なものである。11節役務費は、電話料やインターネット接続料の通信運搬費等である。

12節委託料は、会議録作成のための録音反訳、会議録検索システムデータ作成業務に係る委託料である。13節使用料及び賃借料は、夏に開催予定の議員研修会へ参加のための自動車借上料や会議録検索システムのサーバー及びシステム使用料、議員用パソコン借上料が主なものである。17節備品購入費は、議会図書室用図書購入費で、18節負担金補助及び交付金は、各種議長会等負担金の計上と、令和4年度に本市で開催を予定している諏訪市との姉妹都市交歓研修会の開催経費のほか、議員団体定期保険料を計上している。26節公課費は、議長車の車検時の自動車重量税である。

以上が議会費の新年度予算の概要である。

次に、(3) 議会提要の一部改正について説明する。資料16ページを参照いただきたいと思います。市当局では、新型コロナウイルス感染拡大の防止及びデジタル時代を見据えた国の方針に従い押印に関する見直しを行っており、今回、例規に規定のない様式に係る行政手続における押印の取扱いについての見直しについて依頼があり、これを受け調査したところ、議会提要122ページに記載の当選承諾書において、当選人氏名の下段の議員以外に対する説明文に押印の指示がされており、これを押印を必要としない文言に改めるものである。ご協議をお願いします。

(4) その他であるが、特になし。

以上で、3 その他の説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いします。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 令和3年度議会費3月補正予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○1番（佐藤 周君）3月補正予算の旅費の減額であるが、3月中の研修会等へは参加ができないということなのか。

○事務局長（富士一成君）個人調査活動費として1人当たり5万円の残額があるので、その中で対応となる。

○委員長（青木敬博君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和3年度議会費3月補正予算についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）次に、(2) 令和4年度議会費当初予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和4年度議会費当初予算についてを終了する。

次に、(3) 議会提要の一部改正について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議会提要の一部改正については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質

疑、意見を伺う。発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

---

○委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和4年2月15日（火）午前10時59分（会議時間59分）

---

以上の記録を認める。

令和4年2月15日

委員長 青 木 敬 博